

42201

長崎県

長崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法に基づく課税免除) ○農林漁業関連業種 5,000 ○その他 10,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
(地域再生法に基づく課税免除) ○中小企業者等 1,900 ○その他 3,800	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長崎市企業立地 奨励条例	S63.10 (R1.7 改正)	<対象事業> ①造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ②産業用機械、新エネルギー・環境関連産業 ③情報通信関連産業 ④食品関連産業 ⑤医工連携関連産業 ⑥陸上養殖業 ⑦農業 ⑧道路貨物運送業、倉庫業、こん包業(特定の工業団地に立地した場合に限る) <立地形態> ・建物設置型 「新設」 大企業: 投下固定資産総額3億円以上、従業員増加数10人以上 中小企業者等:3千万円以	施設等整備奨励金(対象:建物設置型) ○投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に次の割合を乗じて得た額 ・①～⑦:助成率15% ・⑧:助成率10% ○5年間分割交付
			建物等賃借奨励金(対象:建物借上型) ○各年の土地建物賃借費用に次の割合を乗じて得た額 ・①～⑦:助成率50% ・⑧:助成率25% ○交付期間:3年間 ○賃借料の算定基礎額の上限額: 月額1万円/坪
			雇用奨励金 ・正社員:50万円/人 ・非正規:30万円/人 ・短時間:15万円/人 ・障害者加算…正社員は50万円、非正規は30万円、短時間は20万円を加算

		<p>上 5人以上 ほか 「増移設」 中小企業者等:3千万円以上、 5人以上 ほか か ・建物借上型 「新設のみ」 大企業:従業員増加数 10人以上 中小企業者等:5人以上 ほか か また、従業員 1人以上は長崎市民である必要</p>	<p>※正社員…雇用期限がないもの ※非正規…雇用期限があるもの ※短時間…1週間の所定労働時間が 20 時間以上である短時間労働者 ○交付期間:3年間～5年間 ※2年目、3年目は、操業日から1年後、2年後に、それぞれ前年より5人以上増員している場合、交付対象となる ※4年目、5年目は、100 人以上の雇用計画があり、立地後5年以内に事業所を移転する事業者で、それぞれ前年より5人以上増員している場合、交付対象となる ※操業日やその他市長が別に定める期日と比較して各月末日における従業員数が、8割未満となった場合は、交付対象外となる。</p>
--	--	---	--

ホームページアドレス:<http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/363000/index.html>

42202

長崎県

佐世保市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
佐世保市企業立 地促進条例	H18.10 (H29.4 改正)	<b>【新設の場合】</b> ○製造業 ・大企業 投下固定資産額3億円以上かつ雇用者数 20名以上 ・中小企業 投下固定資産額1億円以上かつ雇用者数 10名以上  ○研究所・その他の事業所 ・大企業 投下固定資産額1億円以上かつ雇用者数 20名以上 ・中小企業 投下固定資産額3千万円以上かつ雇用者 数10名以上 ※オフィス系企業の場合は、大企業、中小企 業ともに、投下固定資産額の要件が「2千万 円以上」となります。 ※投下固定資産額 新設するにあたり取得した土地、家屋、償却 資産及び賃借した機械及び設備にかかる賃 貸料の5年分の合計額。  ※雇用者数の適用条件は、5年以内に達成 することとし、達成した年度以降、雇用奨励 金を交付する。	○土地取得奨励金 ・土地の固定資産評価額の50% ・限度額 6億円 (土地取得後3年以内に事業開始した場 合のみ交付) ※公的用地取得の場合は、実売買価格の 1/3(8haを超えるものは1/2) ※土地取得価格が固定資産評価額を下 回る場合は土地取得価格の50%
			○土地等賃借奨励金 ・土地、建物賃借料の50%、5年間 ・限度額 年2,000万円 総額 1億円
			○立地奨励金 ・固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当 額5年間 ・限度額 3億円
			○雇用奨励金 ・雇用者1名につき50万円、短時間労働 者は25万円 ・限度額 2億円
			○高度人材確保奨励金 雇用者数50名以上で、うち高度人材 10名以上の場合 ・有料職業紹介事業者を介して採用した 高度人材にかかる紹介手数料の1/3 ・限度額 高度人材1名につき上限100万円 総額 5千万円
○工業用水再利用施設整備奨励金 ・交付要件を満たした(満たす予定)の企業			

			<p>が 100 m<sup>3</sup>/日以上の上水道水再利用施設を整備した場合に整備金額の 50～65%</p> <p>・限度額 6,500 万円</p>
		<p><b>【増・移設の場合】</b></p> <p>○製造業</p> <p>・大企業</p> <p>投下固定資産額1億円以上かつ雇用者数10名以上</p> <p>・中小企業</p> <p>投下固定資産額3千万円以上かつ雇用者数5名以上</p> <p>○研究所・その他の事業所</p> <p>・大企業</p> <p>投下固定資産額3千万円以上かつ雇用者数10名以上</p> <p>・中小企業</p> <p>投下固定資産額1千万円以上かつ雇用者数5名以上</p> <p>※オフィス系企業の場合は、投下固定資産額の要件が「2千万円以上」となります。</p> <p>※投下固定資産額</p> <p>増・移設するにあたり取得した土地、家屋、償却資産及び賃借した機械及び設備に係る賃借料の3年分の合計額。</p> <p>※新規雇用者数の適用要件は、3年以内に達成することとし、達成した年度以降、雇用奨励金を交付する。</p>	<p>○土地取得奨励金</p> <p>・土地の固定資産評価額の 50%</p> <p>・限度額 2億円</p> <p>(土地取得後3年以内に事業開始した場合のみ交付)</p> <p>※公的用地取得の場合は、実売買価格の 1/3(8ha を超えるものは 1/2)</p> <p>※土地取得価格が固定資産評価額を下回る場合は土地取得価格の 50%</p>
			<p>○土地等賃借奨励金</p> <p>・土地、建物賃借料の 50%、3年間</p> <p>・限度額 年 2,000 万円</p> <p>総額 6,000 万円</p>
			<p>○立地奨励金</p> <p>・固定資産税(土地・家屋・償却資産)相当額3年間</p> <p>・限度額 1億円</p>
			<p>○雇用奨励金</p> <p>・雇用者1名につき 50 万円、短時間労働者は 25 万円</p> <p>・限度額 1億円</p>
			<p>○工業用水再利用施設整備奨励金</p> <p>・交付要件を満たした(満たす予定)の企業が 100 m<sup>3</sup>/日以上の上水道水再利用施設を整備した場合に整備金額の 50～65%</p> <p>・限度額 6,500 万円</p>
		<p>○対象者</p> <p>指定事業者(誘致企業)が入居し操業するビルの整備者</p> <p>○要件</p> <p>オフィス面積が1フロア 660 m<sup>2</sup>(約 200 坪)以上かつ、全体で 1,320 m<sup>2</sup>(約 400 坪)以上であること。</p>	<p>○オフィスビル整備促進奨励金</p> <p>・整備費の 15%</p> <p>・限度額 2億円</p>

詳しくはこちら([佐世保市企業誘致](#))

42203

長崎県

島原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
(地域未来投資促進法に基づく課税免除) 10,000 (農林水産業関連 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
(過疎法に基づく課税免除) 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
(生産性向上特別措置法に基づく課税標準の特例) ①機械装置:160 ②測定工具及び検査工具:30 ③器具備品:30 ④建物付属設備:60	—	課税標準の特例	固定資産税	3年間
(半島振興法に基づく不均一課税) 500～2,000 ※業種及び資本金の額によって異なる	—	不均一課税 1年目 1/10 2年目 1/4 3年目 1/2	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例	H24.4.1	<b>【支援対象業種】</b> ①製造業 ②自然科学研究所 ③機械修理業 ④情報サービス業 ⑤宿泊業 ⑥技術サービス業 ⑦物流関連業 <b>【支援対象要件】</b> (新設の場合) 投下固定資産額:2,500万円以上 新規雇用者の増加:5人以上 (増設・移設の場合) 投下固定資産額:1,000万円以上 新規雇用者の増加:1人以上 (改修の場合) 改修に要した額:2,500万円以上	①立地奨励金 投下した固定資産額にかかる 固定資産税相当額を3年間補助 ②施設整備奨励金 投下した固定資産額(土地代を除く)の取得 額又は改修に要した経費に新規雇用者の数 に応じて一定の率を乗じた額を補助(限度額 1億円(改修の場合 2,000万円)) ③土地家屋賃借奨励金 土地・家屋賃借料の25%を3年間補助(限度 額1年間で1,000万円) ④雇用奨励金 新規雇用した人数に対する補助 正社員…50万円/人

		新規雇用者の増加:5人以上	パート…25万円/人 (限度額 5,000万円)
--	--	---------------	-----------------------------

42204

長崎県

諫早市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法に基づく課税免除) 土地・家屋・構築物の取得金額が1億円超(農林水産関連業種は5,000万円超)	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物)	3年間
(企業誘致促進地区における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除) 減価償却資産の取得価額が3,000万円超	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、機械・装置) ※条例で定める対象業種で、企業誘致促進地区に立地する場合	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
諫早市工場等設置奨励条例	H17.3 (H30.3 一部改正)	企業誘致促進地区内に製造業の用に供する工場を新設又は増設する者 〈ケース1〉 ・投下固定資産総額 3億円超 ・新規雇用者数(正規雇用) 新設の場合 15人以上 増設の場合 10人以上 〈ケース2〉 ・投下固定資産総額 10億円超 ・新規雇用者数(正規雇用) 新設の場合 50人以上 増設の場合 30人以上	特別奨励措置 〈ケース1〉の場合 ・土地取得奨励金 土地取得価額と固定資産評価額のいずれか低い額×50% 限度額:1億円 ・雇用奨励金 1人当り30万円 限度額:1,000万円 〈ケース2〉の場合 ・土地取得奨励金 土地取得価額と固定資産評価額のいずれか低い額×50% 限度額:3億円 ・雇用奨励金 1人当り30万円 限度額:3,000万円
		企業誘致促進地区及び鳥獣保護区特別保護地区以外の区域に工場等を新設又は増設する者	奨励金 固定資産税相当額を交付 (3年間)



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資要件 減価償却資産の取得価額が 3,000 万円超</li> <li>・雇用要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内立地後5年以上の場合 新規雇用 5人以上</li> <li>○市内立地後5年未満の場合 新規雇用 10人以上</li> </ul> </li> </ul>	<p>限度額:2,500 万円/年度</p> <p>対象資産:土地、家屋、償却資産(機械・装置のみ)</p>
--	--	--

42205

長崎県

大村市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
減価償却資産額	150	課税免除	固定資産税	3年間
産業業務施設(事務所、研究所等) 教養文化施設(集会施設等) (いずれも建物及びその他の付属施設の取得価格 の合計額が2億円超) ※土地の固定資産不均一課税については、土地 取得日から1年以内に建物を建設すること。	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大村市工場等設置条例	S37.12 (H28.12 改正)	県知事及び市長が協議のうえ立地を要請し、立地協定を締結した場合に次の要件を全て満たすこと ○工場用地面積 30,000 m <sup>2</sup> 以上 ○工場生産設備総額 50 億円以上 ○新規常時雇用 300 人以上	◆特別措置 ○補助金額: 県と協議のうえ決定 ○限度額: 用地費の 1/2 以内
オフィスパーク大村企業立地補助金交付要綱	H14.4	○オフィスパーク大村内の用地を取得する者 ○常時雇用従業員数5人以上	◆補助金 ○用地取得費の 10%
大村市企業立地奨励補助金交付要綱	H23.4 (H29.3 改正)	○次の産業に属する、製造業、運輸業、卸売業、情報サービス業及び研究所 ①産業用機械、エネルギー・環境関連産業 ②半導体、電機・電子部品関連産業 ③自動車等の輸送用機械関連産業 ④食品関連産業 ⑤物流関連産業 ⑥医療・福祉関連産業 ⑦情報通信関連産業 ○立地協定により、市内に新規立地した	◆施設等整備奨励補助金 ○要件 (1)大村市民の新規雇用5人以上かつ (2)投下固定資産総額 1,000 万円以上(土地代を除く) ○補助金額: 投下固定資産総額(土地代を除く)の 10% ○限度額 ・雇用者数5~9人: 最高 500 万円 ・雇用者数 10 人以上: 最高 1,000 万円

		<p>企業（※H23.4.1～H34.3.31 に操業を開始した企業）</p> <p>○大村ハイテクパーク、オフィスパーク大村、その他工業系用途地域</p> <p>・その他市長が特に認める地域（白地地域等）但し、⑦情報通信関連産業については、市内全域対象</p>	<p>※正社員以外は 0.5 人換算</p> <p>◆雇用奨励補助金</p> <p>○要件</p> <p>・設置した施設（賃貸を含む）を操業するため、新たに大村市民を 10 人以上雇用する場合（但しコールセンターは 20 人以上）</p> <p>○補助金額：1人につき 25 万円（正社員）（期限付等 10 万円）</p> <p>○限度額：1,000 万円</p>
--	--	---	--

ホームページアドレス：<https://www.city.omura.nagasaki.jp/machi/kigyoyuchi/index.html>

42207

長崎県

平戸市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
減価償却資産額	2,700	3	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
平戸市企業立地融資制度要綱	H18.12 (H20.1 改正)	投下資本 2,700 万円以上 ・従業員 10 人以上	○融資 ・融資限度額 3,000 万円 ・年利率 3.4% ・償還期間 10 年以内(2年据置)
平戸市企業立地奨励条例	H18.12 (H25.改正、 H30.3 改正)	・新規常時雇用従業員が 20 人以上(うち平戸市民 10 人以上)で、かつ次に掲げる要件に該当するもの。 ①工場、機械、土地の取得価格の合計が 2,700 万円以上 ②工場等用地面積を 6,000 m <sup>2</sup> 以上取得すること	○用地取得奨励金 ・工場等用地の取得価格の 50%以内 ・最高限度額 1 億円
		・新規常時雇用従業員が 20 人以上(うち平戸市民 10 人以上)で、かつ次に掲げる要件に該当するもの。 ①工場等の整備費(建物・機械等)の取得価格が 2 億円以上であること	○施設整備奨励金 ・奨励金の対象となる経費の 20%以内 ・最高限度額 1 億円 ・田平町の新工業団地を取得する場合は限度額 1.5 億円
		・新規常時雇用従業員が 20 人以上(うち平戸市民 10 人以上)である場合で、かつ次に掲げる要件に該当するもの。 ①工場、機械、土地の取得価格の合計が 2,700 万円以上	○雇用促進奨励金 1 年以上平戸市民を正社員として雇用した場合、正社員 1 名につき 30 万円 ・最高限度額 3,000 万円
		・新規雇用者 10 人以上(うち平戸市民 5 人以上)である場合でかつ次に掲げる要件に該当するもの。 ①工場、機械、土地の取得価格の合計が 2,700 万円以上	○土地等賃借料奨励金 賃借料の 2/3 最高限度額 300 万円/年 交付期間 3 年間

42208

長崎県

松浦市

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎法(松浦市全域) ・製造の事業・ソフトウェア事業・旅館業(下宿営業を 除く):2,700万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
松浦市企業立地 奨励条例	H18.1 (H24.9 改正)	<p>市内に事業所を新設又は増設をする者で、次に掲げる要件をすべて満たすもの</p> <p>(1)新規雇用が10人以上(増設の場合は5人以上)ある者。 ただし、その新規雇用のうち5名以上(増設する場合は3名以上)が市内に住所を有しなければならない。</p> <p>(2)事業用地取得面積が6,000平方メートル以上又は事業用施設整備総額が新設の場合は2億円以上(増設の場合は1億円以上)のいずれかに該当する者</p> <p>○土地を取得して3年以内に施設を整備し操業を開始しなければならない</p>	<p>事業用地取得奨励金</p> <p>○事業用地の取得価格25%以内</p> <p>○限度額 1億円</p> <p>※松浦市東部工業団地の特例 (分譲開始から6年間限定)</p> <p>事業用地の取得価格50%以内</p> <p>限度額 2億円</p>
		<p>市内に事業所を新設又は増設をする者で、次に掲げる要件をすべて満たすもの</p> <p>(1)新規雇用が10人以上(増設の場合は5人以上)ある者。 ただし、その新規雇用のうち5名以上(増設する場合は3名以上)が市内に住所を有しなければならない。</p> <p>(2)事業用地取得面積が6,000平方メートル以上又は事業用施設整備総額が新設の場合は2億円以上(増設の場合は1億円以上)のいずれか</p>	<p>事業用地賃借奨励金</p> <p>○年間賃借額の2/3以内 (5年間)</p> <p>○限度額 年間200万円</p>

		<p>に該当する者</p> <p>○土地を賃借して3年以内に施設を整備し操業を開始しなければならない</p>	
		<p>○事業用地取得奨励金又は事業用地賃貸奨励金のいずれかを受ける者</p>	<p>雇用奨励金</p> <p>○市内に住所を有し、新規雇用として引き続き1年以上雇用された者1名につき1回限り 50 万円</p> <p>○限度額 5,000 万円</p>
		<p>○コールセンター、データセンター等の情報処理を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から3年以内に新規雇用が 20 人以上となるもの</p> <p>○操業開始から3年間を経過するまでの間において、市内に住所を有し、新規雇用として雇用された者</p>	<p>情報処理産業奨励金</p> <p>○1年目 操業開始から1年間の平均雇用者数（1年間の毎月末の雇用者実績数の合計を12で除した数。1人未満切り捨て。）に 50 万円を乗じた額</p> <p>○2年目、3年目 当該年の平均雇用者数から前年又は前々年の平均雇用者数のいずれか多い方の数を減じた数に 50 万円を乗じた額</p> <p>○限度額 3,000 万円</p>
		<p>松浦市内に事業所を新設又は増設する者で、次に掲げる要件をすべて満たすもの</p> <p>(1) 新規雇用が 10 人以上(増設の場合は5人以上)ある者。 ただし、その新規雇用のうち5名以上(増設する場合は3名以上)が市内に住所を有しなければならない。</p> <p>(2) 新たに2億円以上(増設の場合は1億円以上)の事業用施設整備を行う者</p>	<p>事業関連施設整備奨励金</p> <p>○交付対象経費(取付道路、排水施設、用地整備等)の 50%以内</p> <p>○限度額 1,000 万円</p>

42209

長崎県

対馬市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業の場合 2,700	5	課税免除	固定資産税	3年間以内
旅館業等観光関連産業 2,700	—			
ソフトウェア業等 —	5			
情報処理サービス業 —	25			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
対馬市企業誘致に関する条例	H16.3 (H23.7 改正)	○製造業の場合 新規常用雇用者5名以上	○雇用奨励金 1. 奨励金額 事業を開始したと認めた日から引き続き1年以上雇用されている新規常用雇用者を対象に次の金額を支給する。 (1)正社員の場合 1人あたり 20 万円 (2)パートタイマー等の場合 一人あたり 10 万円 限度額 1,000 万円 2. 支給時期 事業を開始したと認めた日より1年を経過した日以後1回限り
		○旅館業等観光関連産業の場合 新規常用雇用者5名以上	
		○ソフトウェア業等の場合 新規常用雇用者5名以上	
		○情報処理サービス業の場合 新規常用雇用者 25 名以上	
		○原材料等の仕入について、地元の生産者等からの仕入れた額が 1,000 万円以上	○地元産品消費奨励金 1. 奨励金額 原材料等の仕入れの5%以内 限度額 単年度 500 万円 2. 支給期間 事業開始年度の翌年度より3箇年 3. 支給時期 操業日から1年を経過した日以後
		○ソフトウェア業等の場合 ○情報処理サービス業	○事務所賃貸料奨励金 対象経費の実支出額の 5 分の 1 以内

			事業開始後3箇年 ○設備整備奨励金 改修費の実支出額の5分の1以内 事業開始年度1回限り
--	--	--	---



42210

長崎県

壱岐市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
壱岐市企業誘致 条例	H16.3 (H18.4 改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産総額 3,000 万円以上</li> <li>・常時使用する従業員数 15 人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奨励金</li> <li>・固定資産税相当額 3年間</li> </ul>
壱岐市企業立地 促進事業補助金 交付要綱	H19.3 (H27.4 改正)	<p>(業種)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業</li> <li>・情報サービス業</li> <li>・インターネット付随サービス業</li> <li>・コールセンター業</li> </ul> <p>(要件)</p> <p>中小企業法第 2 条に規定する会社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設又は増設から6ヶ月以内に、新規雇 用者及び派遣社員を 15 人以上雇用した企 業</li> </ul> <p>中小企業者及び小規模企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設又は増設から6ヶ月以内に、新規雇 用者及び派遣社員を5人以上雇用した企業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人件費 月額2万円／人 3年間で 1,500 万円限度</li> <li>2. 事務所賃借料 事務所賃借料の 1/2 3年間で、月額 20 万円限度</li> <li>3. 設備投資 改築費 5,000 円／㎡と実額の少ない方</li> <li>4. 住居賃借料 住居賃借料 1/2 助成 2名まで、月額 50,000 円かつ 12 ヶ月限 度(光熱水費・共益費含まず)</li> <li>5. 社用車リース代 社用車リース料 1/2 1台限り 月額 10,000 円かつ3年間限度</li> </ul> <p>※1～3の合計額は3年間で 3,000 万円ま で</p>

42211

長崎県

五島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
減価償却資産額 500 万円以上 製造業又は旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、テレマーケティング業等、市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に市外の者に販売することを目的とする事業 (ただし、製造業又は旅館業は資本金の額で要件が変更)(別添条例整理表)	5人以上 (ただし、正規雇用者3人以上)	課税免除	固定資産税	3年間
工業等導入地区内 減価償却資産額 3,000 万円超 道路貨物運送業、こん包業及び卸売業	16 人以上 (ただし、正規雇用者3人以上)			

ホームページアドレス:<https://www.city.goto.nagasaki.jp/li/050/010/020/010/index.html>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
五島市企業立地及び雇用促進条例	H16.8 (H25.12 改正) (H28.7 改正)	(対象業種) ○道路貨物運送業・こん包業・卸売業・倉庫業・製造業・旅館業・情報サービス業・有線放送業・インターネット付随サービス業・テレマーケティング業等、市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に市外の者に販売することを目的とする事業 ※課税免除又は奨励金交付の対象業種として指定された場合	○補助金 【補助金額】 正規雇用者 50 万円／人 正規雇用者(新規学卒者)60 万円／人 非正規雇用者 25 万円／人 非正規雇用者(新規学卒者)30 万円／人 【期間】 3年間 【限度額】 2,000 万円／各年度 【対象経費】 定める期間において、新規雇用者に支払った賃金

	<p>○道路貨物運送業・こん包業・卸売業・倉庫業・製造業・旅館業・情報サービス業・有線放送業・インターネット付随サービス業・テレマーケティング業等、市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に市外の者に販売することを目的とする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却資産額 条件なし</li> <li>・従業員 5 人以上(ただし、正規雇用者 3 人以上)</li> </ul>	<p>○奨励金</p> <p><b>【補助金額】</b> 固定資産税相当額の範囲内</p> <p><b>【期間】</b> 3年間</p>
--	---	--

42212

長崎県

西海市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
—	1. 工場等の新設の場合 20人以上 (中小企業者等 10人以上) 2. 工場等の増設又は移設の場合 新規雇用従業員数(新規学卒者も含む)10人以上 (中小企業者等 5人以上) 3. その他事業所の新設の場合 10人以上 (中小企業者等 5人以上、農業法人又は陸上養殖業法人 3人以上)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西海市企業立地奨励条例	H20.4 (H27.9 改正) (H30.12 改正)	1. 工場等の新設の場合 対象施設における従業員数 20人以上 (中小企業者等 10人以上) 2. 工場等の増設又は移設の場合 対象施設における新規雇用従業員数(新規学卒者も含む) 10人以上 (中小企業者等 5人以上) 3. その他事業所の新設の場合 対象施設における従業員数 10人以上 (中小企業者等 5人以上、農業法人又は陸上養殖業法人 3人以上) 4. ②～⑦の場合 上記1及び3に加え、事業所を新設する事業者で、家屋及び償却資産の取得に係る費用が1億円以上であり、かつ、1ha 以上の用地取得であ	○奨励金 1. 奨励金額 ①雇用奨励金 1) 新規雇用従業員の場合 50万円(当該従業員が短時間労働者であるときは、25万円) 2) 新規学卒雇用従業員の場合 50万円(当該従業員が短時間労働者であるときは、25万円) をその数に乗じて得た額 限度額 2,000万円 ②用地取得奨励金 用地取得費用の1/2以内 限度額 5,000万円 ③施設整備奨励金

		<p>ること</p>	<p>家屋及び償却資産の取得に要した費用に申請時の従業員の人数に応じた補助率を乗じた額以内 従業員数×5～10% 限度額 5,000 万円</p> <p>④土地等賃借奨励金 民間所有の土地若しくは建物又はその両方の賃借料の 2/3 以内 限度額 各年 300 万円(3ヵ年)</p> <p>⑤輸送コスト軽減奨励金 輸送費にかかる費用の助成 限度額3ヵ年累計 3,000 万円(各年 1,000 万円)</p> <p>⑥技術研修支援奨励金 新規雇用従業員の市外研修に係る交通費・宿泊費への助成 限度額 200 万円</p> <p>⑦技術指導者招聘奨励金 新規雇用従業員への技術指導に係る指導者の交通費・宿泊費への助成 限度額 50 万円</p> <p>⑧住宅整備奨励金 従業員住宅の整備に係る費用への助成 限度額 2,000 万円</p> <p>2. 貸付料の減額</p> <p>○市の普通財産貸付料の減額</p> <p>1. 減額の範囲</p> <p>・要件を満たして指定を受けた日から3年間 全額</p>
--	--	------------	---

ホームページアドレス: <http://kigyo-richi.city.saikai.nagasaki.jp/index.html>

42213

長崎県

雲仙市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法に規定する事業 投下固定資産総額 1 億円以上 (農林水産関連業種については、5,000 万円以上) ※企業が作成する「地域経済牽引事業計 画」を知事が承認し、さらに知事の承認後 に主務大臣が「地域経済牽引事業計画」 の先進性を確認する必要あり。		課税免除	固定資産税	3年間
半島振興法に規定する事業 資本金 1,000 万円以下の場合 500 万円以上 資本金 1,000 万円超 ～5,000 万円以下の場合 1,000 万円以上 資本金 5,000 万円超の場合 2,000 万円以上	常時使用従業員数 10 (増設 5)	不均一課税	固定資産税	3年間
過疎法に規定する事業 2,700 万円以上	常時使用従業員数 10 (増設 5)	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
雲仙市工場等設 置奨励に関する 条例	H17.10 (H19.3 改正) (H20.9 改正) (H25.12 改 正) (H30.3 改正)	【対象業種】 ①製造業、②自然科学研究所、③情報処理 サービス業、④ソフトウェア業、⑤道路貨物運 送業、⑥梱包業、⑦倉庫業、⑧旅館業、⑨卸 売業、⑩その他市長が特に認める事業  【対象条件】 雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次の いずれにも該当する者	○工場等施設整備奨励金  【奨励金額】 ・奨励金額＝投下固定資産総額×支給率 (5～10%) ※支給率：新規常用雇用者数及び新規常 用雇用者数のうち雲仙市在住者数に応 じた率  【限度額】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産総額 1億円以上 (土地代を除く)</li> <li>(自然科学研究所、情報処理サービス業、ソフトウェア業、製造業のうち食品関連産業は5,000万円以上)</li> <li>・新規常用雇用者 10人以上 (自然科学研究所、情報処理サービス業、ソフトウェア業、製造業のうち食品関連産業は5人以上)</li> <li>(ただし、雲仙市在住者が20%以上又は雲仙市在住者が10人以上)</li> <li>・新規常用雇用者のうち正社員以外は1/2換算とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2億円</li> <li><b>【支給方法】</b></li> <li>・新規常用雇用者採用後、1年雇用され、引き続き雇用されているかを確認したのち支給する</li> <li>・1年目50%、2～3年目各25%の傾斜支給</li> </ul>
	<p><b>【対象業種】</b></p> <p>①製造業、②自然科学研究所、③情報処理サービス業、④ソフトウェア業、⑤道路貨物運送業、⑥梱包業、⑦倉庫業、⑧旅館業、⑨卸売業、⑩その他市長が特に認める事業</p> <p><b>【対象条件】</b></p> <p>市内全域で地域格差をなくすため、過疎法の基準を適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産総額</li> <li>資本金1,000万円以下の場合 500万円以上</li> <li>資本金1,000万円超～5,000万円以下の場合 1,000万円以上</li> <li>資本金5,000万円超の場合 2,000万円以上</li> <li>・新設の場合 新規常用雇用者数10人以上</li> <li>・増設の場合 新規常用雇用者数5人以上</li> <li>・新規常用雇用者のうち正社員以外は1/2換算とする</li> </ul>	<p>○工場等立地奨励金</p> <p><b>【奨励金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付された固定資産税のうち、不均一課税の対象となった固定資産税相当額</li> </ul> <p><b>【限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なし</li> </ul> <p><b>【支給方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象期間における各年度の固定資産税の納期限が属する年度の翌年度に支給する(3年間)</li> </ul>
	<p><b>【対象業種】</b></p> <p>①製造業、②自然科学研究所、③情報処理サービス業、④ソフトウェア業、⑤道路貨物運送業、⑥梱包業、⑦倉庫業、⑧旅館業、⑨卸</p>	<p>○雇用奨励金</p> <p><b>【奨励金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象条件の①に掲げる事業については、市内在住の新規常用雇用者1人当たり</li> </ul>

<p>売業、⑩その他市長が特に認める事業</p> <p><b>【対象条件】</b></p> <p>①雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投下固定資産総額 1億円以上(土地代を除く)</li> <li>・新規常用雇用者 10人以上</li> </ul> <p>(ただし、雲仙市在住者が 20%以上又は雲仙市在住者が 10人以上)</p> <p>②雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次に該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規常用雇用者 20人以上</li> </ul> <p>(ただし、雲仙市在住者が 20%以上又は雲仙市在住者が 10人以上)</p>	<p>30万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象条件の②に掲げる事業については、市内在住の新規常用雇用者1人当たり20万円</li> </ul> <p><b>【限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5,000万円</li> </ul> <p><b>【支給方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規常用雇用者採用後、1年雇用され、引き続き雇用されているかを確認したのち支給する</li> <li>・支給回数は1人1回のみ</li> </ul>
<p><b>【対象業種】</b></p> <p>①製造業(食品関連産業)、②その他市長が特に認める事業</p> <p><b>【対象条件】</b></p> <p>雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品加工の原材料費で、市内流通業者及び市内生産者からの購入額が年間100万円以上</li> <li>・投下固定資産総額 5,000万円以上(土地代を除く)</li> <li>・新規常用雇用者5人以上</li> </ul> <p>(ただし、雲仙市在住者が 20%以上又は雲仙市在住者が 10人以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規常用雇用者のうち正社員以外は1/2換算とする</li> </ul>	<p>○地場産品加工奨励金</p> <p><b>【奨励金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内流通業者及び市内生産者から購入した食品加工原材料費の20%</li> </ul> <p><b>【限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2,000万円</li> </ul> <p><b>【支給方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規常用雇用者採用後、1年雇用され、引き続き雇用されているかを確認したのち支給する</li> </ul> <p><b>【支給期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5年間</li> </ul> <p>(ただし、単年度の限度額は400万円)</p>
<p><b>【対象業種】</b></p> <p>①製造業、②その他市長が特に認める事業</p> <p><b>【対象条件】</b></p> <p>雲仙市内に工場等を新設又は増設し、次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内輸送の場合 100万円以上</li> </ul> <p>(有料道路の通行料及び島原半島を発着するフェリーの航送運賃に係るもの)</p>	<p>○物流費奨励金</p> <p><b>【奨励金額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社内輸送の場合は有料道路の通行料及び島原半島を発着するフェリーの航送運賃の合計額の50%</li> <li>・社外輸送の場合は市内運送会社及び市内に営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費の10%</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社外輸送の場合 500 万円以上 (市内運送会社及び市内に営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費に係るもの)</li> <li>・投下固定資産総額 1億円以上 (土地代を除く) (製造業のうち食品関連産業は 5,000 万円以上)</li> <li>・新規常用雇用者 10 人以上 (製造業のうち食品関連産業は5人以上) (ただし、雲仙市在住者が 20%以上又は雲仙市在住者が 10 人以上)</li> <li>・新規常用雇用者のうち正社員以外は1/2換算とする)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内、社外併用輸送の場合は、いずれかの適用基準に達すればよいこととし、奨励金の計算はそれぞれ計算しその合計額を支給する</li> </ul> <p><b>【限度額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・600 万円(単年度 200 万円)</li> </ul> <p><b>【支給方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規常用雇用者採用後、1年雇用され、引き続き雇用されているかを確認したのち支給する</li> </ul> <p><b>【支給期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年間</li> </ul>
--	--	--

ホームページアドレス：[http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol\\_id=17043](http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=17043)

42214

長崎県

南島原市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
①資本金 1,000 万円以下の場合 500 万円以上 ②資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の 場合 1,000 万円以上 ③資本金 5,000 万円超の場合 2,000 万円以上	増加する新規常用雇用者数 ①の場合 1 人以上 ②の場合 2 人以上 ③の場合 4 人以上	不均一課税	固定資産税	3年間
2,700 万円以上	増加する新規常用雇用者数 5人 以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南島原市企業等 設置奨励条例	H19.12	○市内に企業等为新・増設する事業者で、 次のいずれかに該当するもの 1. 投下固定資産総額が1億円以上(ただし、食品製造・加工業については 5,000 万円以上、情報処理サービス業については、リース物件を含め 300 万円以上) 2. 新規常用雇用者が5人以上(ただし、情報処理サービス業については 3 人以上)	○企業等施設奨励金 1. 奨励金額 申請(操業日から1年経過した日以降、3年以内)時における投下固定資産総額(リース物件を除く)に次に掲げる新規常用雇用者数に係る率を乗じた額。 ・5(情報処理サービス業は 3)～19 人:6% ・20～29 人:7% ・30～39 人:8% ・40～49 人:9% ・50～69 人:10% ・70～99 人:11% ・100 人以上:12% 2. 支給時期 1で算出した額を3年間で交付(初年度 50%、翌年度 25%、翌々年度 25%) 3. 限度額 3年間で2億円
			○賃貸料等奨励金 1. 奨励金額 不動産及び動産の賃貸料等

		<p>に25%を乗じて得た額</p> <p>2. 支給時期 操業日から1年を経過した日以降、3年間</p> <p>3. 限度額 情報処理サービス業は3年で4,000万円、その他の企業等は3年で1,000万円</p>	
		<p>○雇用奨励金</p> <p>1. 奨励金額 新規常用雇用者1人当たり30万円</p> <p>2. 支給時期 採用後1年を経過した日以降1回限り</p> <p>3. 限度額 3年で5,000万円</p>	
	<p>○市内に企業等を新・増設する事業者で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>1. 投下固定資産総額が1億円以上(ただし、食品製造・加工業については5,000万円以上、情報サービス処理業は、リース物件も含めて300万円以上)</p> <p>2. 新規常用雇用者5人以上(ただし、情報処理サービス業については3人以上)</p> <p>3. 市内の企業等への製造工程に係る物品・役務の発注費が年間100万円以上</p>	<p>○市内企業等発注奨励金</p> <p>1. 奨励金額 発注費の15%</p> <p>2. 支給時期 操業日から1年を経過した日以降3年間</p> <p>3. 限度額 3年間で2,000万円</p>	
	<p>○市内に企業等を新・増設する事業者で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>1. 投下固定資産総額が1億円以上(ただし、食品製造・加工業については5,000万円以上、情報サービス処理業は、リース物件も含めて300万円以上)</p> <p>2. 新規常用雇用者5人以上(ただし、情報処理サービス業については3人以上)</p> <p>3. 輸送に係る経費が次のいずれかの要件を満たすこと</p> <p>1) 社内輸送 有料道路通行料、フェリーの航送運賃が年間100万円以上</p> <p>2) 社外輸送 市内運送業者及び市内に</p>	<p>○物流奨励金</p> <p>1. 奨励金額</p> <p>1) 社内輸送 有料道路通行料・フェリーの航送運賃の50%</p> <p>2) 社外輸送 市内運送業者及び市内に営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費の20%</p> <p>3) 社内・社外併用 1)・2)により算出した額の合計</p> <p>2. 支給時期 操業日から1年経過した日以降3年間</p> <p>3. 限度額 3年間で1,000万円</p>	

		<p>営業所がある道路貨物運送業者に支払った輸送費が年間 500 万円以上</p>	
		<p>○市内に企業等を新・増設する事業者で、次のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 条例第2条に規定する情報処理サービス業を行うもの</li> <li>2. 投下固定資産総額(リース物件を含む。)が 300 万円以上</li> <li>3. 新規常用雇用者数が3人以上</li> <li>4. 事業に直接要する通信費が年間 100 万円以上(保守点検及び契約料は対象外)</li> </ol>	<p>○通信費奨励金</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 奨励金額 事業に直接要する通信費の 25%</li> <li>2. 支給時期 操業日から 1 年経過した日以降3年間</li> <li>3. 限度額 3年で 1,000 万円</li> </ol>

42307

長崎県

長与町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
長与町工場等設置 奨励措置要綱	H12.12 H26.6 改正	○町内に用地を取得するもの	○奨励金 ・固定資産税額以内 期間3年
長与町工場等設置 奨励条例	H1.9 (H26.6 改正)	○新設・増設 ・投下固定資本額 2,500 万円以上 ・新規常用雇用者として町民 10 人以上を雇用 すること	○奨励金 ・固定資産税相当額(3年間)

42308

長崎県

時津町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
時津町工場等設置 奨励条例	H15.3	○投下固定資本額 2,300 万円以上 ・町内居住者 10 人以上を新たに雇用	○奨励金 ・固定資産税相当額(3年間) 及び都市計画税相当額

42321

長崎県

東彼杵町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,500 超	かつ 10	課税免除	固定資産税	3年間
5,000	又は 10	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
東彼杵町工場等設置奨励条例	H7.3 (H25.9 改正)	○工場等の新設又は増設する者で次の各号に掲げる要件すべてに該当する者 1. 投下固定資産額 3億円以上。ただし、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は1億円以上とする。 2. 新規常用雇用者数 10人以上。ただし、長崎県が指定する工業団地に立地する場合は50人以上とする。	○長崎県工場等設置補助金算定に準じ、次の各号で算出した額の合計額とし、最高限度額は1億円とする。 1) 県の誘致企業生産施設等整備補助額の10%以内。 2) 県の新規雇用促進補助金の算定対象となった者の内、本町に住所を有する者を5人以上又は常用雇用者の10分の2以上に相当する人数を新規に雇用した場合、本町に住所を有する新規雇用者1人につき30万円。

42322

長崎県

川棚町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,500 超	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
川棚町工場設置奨励条例	S49.9 (H31.3 改正)	工場を新設又は増設する者で次の各号に掲げる要件に該当する者 ①工場用地面積 10,000 m <sup>2</sup> 以上 ②工場生産設備総額 5億円以上 ③新規常時雇用従業員 50 人以上	○工場用地取得奨励金 ・工場用地の譲渡価格の25%以内 ・限度額 1億円
		工場を新設する者で次の各号の一に該当する者 ①投下固定資産総額 1,000 万円以上 ②常時使用する従業員 30 人以上	○奨励金 ・固定資産税の30/100相当額以内 ・3年間



42323

長崎県

波佐見町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,500 超	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
波佐見町企業立地 促進条例	H20.4 (H26.10 改正)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却資産の取得価格合計額:2,500 万円以上</li> <li>・本町に住所を有する者を5名以上雇用し、引き続き1年以上雇用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用奨励金</li> <li>・雇用者1名につき 10 万円 (ただし短時間労働者は1名につき5万円)</li> <li>・限度額 1企業 1,000 万円</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却資産の取得価格合計額:2,500 万円以上</li> <li>・工場の設置に伴い増加する雇用者が5名以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き工場等利活用奨励金</li> <li>・改装・改築または解体に要した費用の 1/10</li> <li>・限度額 500 万円</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却資産の取得価格合計額:2,500 万円以上</li> <li>・波佐見町が開発した土地に工場を新設または増設するため、用地を 10,000 m<sup>2</sup>以上取得</li> <li>・工場等の設置に伴い増加する雇用者が操業開始時で 20 名以上であること、かつ本町に住所を有する雇用者を新規に5名以上雇用していること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用地取得奨励金</li> <li>・土地の取得価格または固定資産税評価額のいずれか低い額の 3/10</li> </ul>

42391

長崎県

佐々町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)					
新設	10,000	新設	15	課税免除	固定資産税	3年間
増設	2,500	増設	10			

42411

長崎県

新上五島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新増設 生産設備総額 2,700 超	常時使用従業員数 10	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新上五島町 情報通信関 連企業立地 促進補助金 交付要綱	H18.2	本町に情報処理集約型や高度知識集約型の企業事務所を新設又は増設する企業 ①町及び県との間で立地協定書を締結した企業 ②事務所を新設し新規雇用者及び派遣社員を25人以上雇用した企業	○人件費補助 ・1人当たり15万円、1事業者あたり3年間で1,000万円を限度
新上五島町 創業支援奨 励事業費補 助金交付要 綱	H28.2	①申請年度内に新規雇用又は雇用創出が見込まれる新規創業等を行う者 ②市町村税等の滞納がない者 ③申請年度内に他の補助金の交付を受けていない者 ④暴力団と無関係である者	①新規創業支援事業 (1)事業所、店舗等の開設に伴う新築又は増改築工事費 (2)設備費(直接必要とする機械装置、工具、器具、備品に係る購入費及び事業開始日から年度内における使用料) ※初期投資の費用に対し50/100。ただし、300万円を上限とする。又、新規雇用10名以上、初期投資額2,000万円以上したもので町長が別に認めた場合は、上限額を予算の定める額とする。 ※概算払で受けようとする者は交付決定額を、前金払で受けようとする者は交付決定額の70/100を支給する。 ②新規雇用奨励事業 (1)対象労働者に関し、雇用保険法第7条の規定による届出を行い、かつ同法第9条第1項に定める確認を受けた事業主

			<p>(2)申請年度に対象労働者を3人以上雇用し、かつ初期投資を500万円以上行った事業主</p> <p>※対象労働者の人数に30万円を乗じて得た額。ただし、300万円を上限とする。</p> <p>③創業時人材育成事業</p> <p>(1)研修に係る経費(旅費、研修参加費、教材)</p> <p>(2)講師招聘に係る経費(旅費・報償費)</p> <p>※人材研修費にかかる費用に対し50/100。ただし、10万円を上限とする。</p> <p>④産業起業支援事業</p> <p>(1)特産品開発に係る経費</p> <p>(2)光熱水費(ただし、自宅兼用の場合は対象外)</p> <p>(3)人件費(ただし、新規雇用奨励金を受けるものは対象外)</p> <p>(4)前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める経費</p> <p>※対象経費に対し50/100。ただし、各年度100万円を上限とし、起業した事業が既に実施されている場合は、その額の75/100を乗じて得た額とする。また、地域資源以外を活用した事業は、各年度20万円を上限とする。</p>
新上五島町 雇用機会拡 充支援事業 補助金交付 要綱	H29.4	<p>①町内に居住して創業する者 (事業を継承する者を含む)</p> <p>②町内に事業所を有する事業者 であって事業拡大を行う者</p> <p>③主として町内の商品、サービス等の販売を目的として町外の地域において創業する者</p> <p>④対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること</p> <p>⑤訴訟や法令順守上の問題を抱える者ではないこと</p> <p>⑥公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること</p>	<p>①創業 上限450万円として下記補助対象経費の4分の3以内を補助金として支給する。</p> <p>②事業拡大 上限1,200万円として下記補助対象経費の4分の3以内を補助金として支給する。</p> <p>③設備投資を伴わない事業拡大 上限900万円として下記補助対象経費の4分の3以内を補助金として支給する。</p> <p><b>【補助対象経費】</b></p> <p>①設備費</p> <p>②改修費</p> <p>③広告宣伝費</p> <p>④店舗等借入費</p>

		<p>⑦町税等を滞納していない者であること</p> <p>⑧暴力団と無関係であること</p>	<p>⑤人件費</p> <p>⑥研究開発費</p> <p>⑦島外からの事務所移転促進費</p> <p>⑧従業員の教育訓練経費</p> <p>※消費税等相当額は除く。</p>
--	--	--	--